

# 総務教育常任委員会資料

(平成26年12月17日)

[件 名]

- 1 江原道監査分野視察研修団の鳥取県  
訪問について ..... 1

監査委員事務局

## 江原道監査分野視察研修団の鳥取県訪問について

平成 26 年 12 月 17 日  
監査委員事務局

海外政策研修を通じた監査環境変化への対応能力向上と、監査業務実施及び監査制度の改善などを目的として江原道監査分野視察研修団が鳥取県を訪問され、意見交換を行いました。

- 1 開催日時 平成 26 年 12 月 10 日（水） 13:00～16:30
- 2 開催場所 県立図書館大研修室
- 3 出席者 [江原道視察研修団] 17 名  
(江原道監査業務担当者 4 名、市・郡監査業務担当者 12 名、通訳)  
[鳥取県] 9 名 (岡本代表監査委員、福田監査委員事務局長ほか 7 名)  
[鳥取市] 5 名 (江本監査委員事務局長ほか 4 名)

### 4 概要

#### (1) 鳥取県との意見交換

##### ①鳥取県の概要説明

鳥取県の監査制度及び監査実務の概要について、実施事例を交えながら説明を行った。

##### ②意見交換

鳥取県の監査についての概要説明を踏まえ、参加者全員で監査委員等の立場、監査の範囲、監査の権限等について意見交換を行い、日本と韓国江原道における監査制度や監査実務の違いを確認した。

#### (2) 鳥取市との意見交換

鳥取県との意見交換と同様に、鳥取市の監査制度及び監査実務の概要についての説明の後、意見交換が行われた。

#### \*江原道関係者の主な質問事項

- ・中央監査組織が別途あり、地方自治体は上級機関から監査を受けているか。
- ・主要政策・事業を推進する前に適法性や妥当性等を事前に審査する予防監査システムはあるか。
- ・清廉度向上や清廉意識を定着させるための教育や職務研鑽などのシステムがあるか。

#### \*江原道関係者の主な発言（本県との違い）

##### (監査制度等に関するもの)

- ・国が広域市・道の監査、道は市・郡の監査を行うことができる。
- ・事業実施後に行うだけでなく、主要政策・事業については実施前に監査を行い、その適法性・妥当性を確認している。
- ・不適切な業務執行に対しては、指摘等するだけでなく、担当職員の処分まで求める権限がある。

##### (監査制度等以外に関するもの)

- ・全機関が複式簿記を用いている。
- ・クレジットカードを用いて各機関ごとに支払をしている。
- ・道庁では係長級以上の職員は家族も含め財産公開している。